

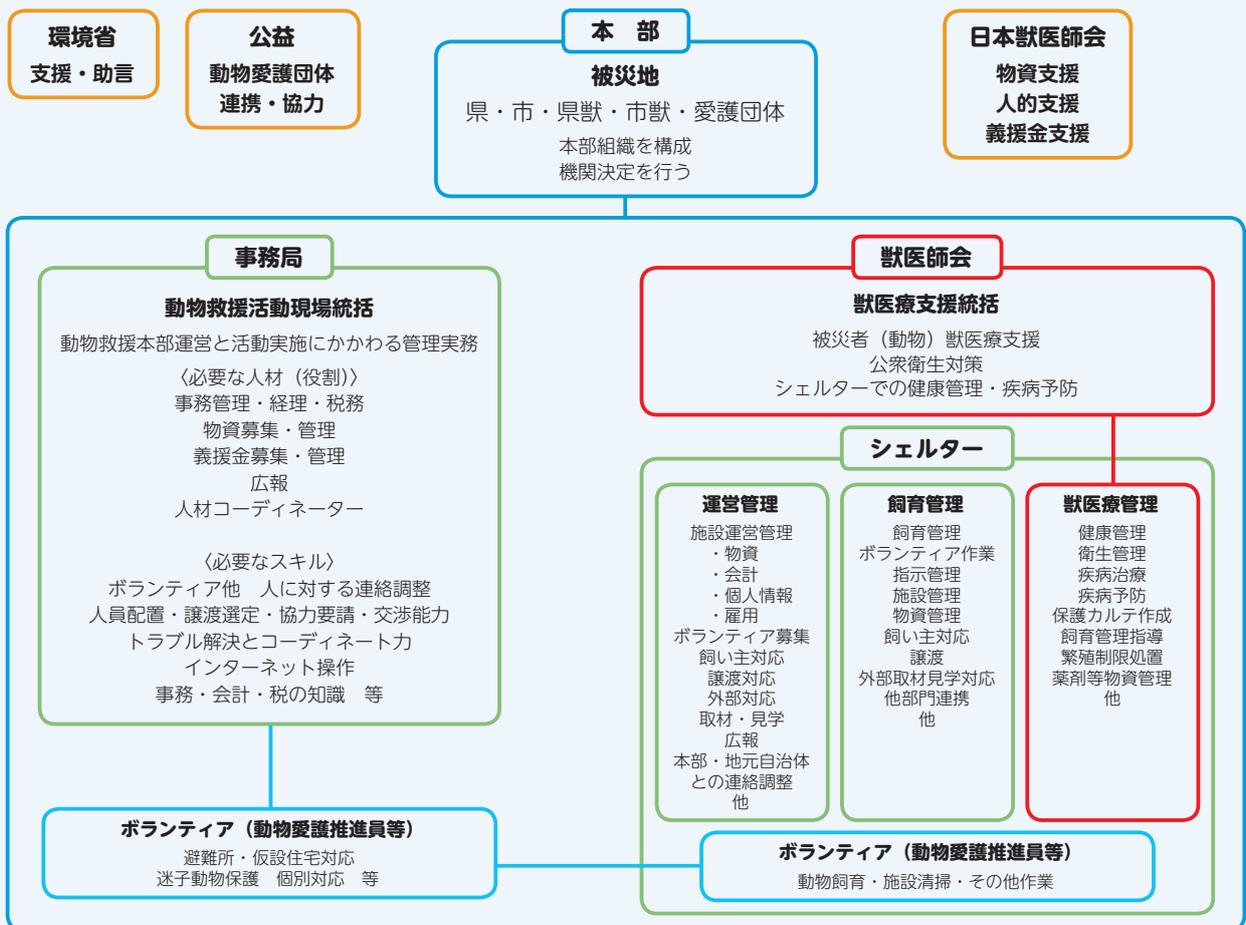
自治体の役割

1. ペットボランティア活動における自治体等の役割

(1) 組織間連携と協働体制の構築

災害時における動物救援活動は、自治体や獣医師会等による活動が中心となります。現地動物救護本部等が設置された場合には、救護本部等を中心とした動物救援活動が行われるため、ボランティア活動も、原則として現地動物救護本部等と連携、協働して活動することが前提となります。

自治体や獣医師会は、平常時に関連団体と支援協定を締結しておくこと、また個人の場合には、「災害時動物救護活動ボランティア」等に登録してもらうことで、災害が発生した際に、安心して活動を任せられる人材が確保できます。また、協定のない団体やボランティア登録のない個人については、社会福祉協議会を通じての人材確保が効率的です。



[資料提供：NPO法人アナイス]

動物救護体制の模式図

■動物愛護推進員、愛護団体、ボランティアとの連携

自治体や地方獣医師会は平常時に、動物愛護推進員や愛護団体、ボランティア等との協力関係を築き、協働して飼い主に対する適正飼養や防災への備えに関する普及啓発を行います。

発災時に自治体等と協働して行う際の活動のルールなどをあらかじめ定めておくことが有効です。

■社会福祉協議会との連携

災害の発生時に被災地で支援活動を行う一般ボランティア（個人・団体）の受け入れや相談窓口としての役割を果たすのが災害ボランティアセンター（災害VC）です。災害VCは主に被災市町村の社会福祉協議会が運営します。自治体と災害VCが情報を共有することで、ボランティア活動の現場などでの支援活動が円滑になります。

○被災者支援活動の下地作り

（社会福祉協議会、中間支援組織、NPO・ボランティア等との連携・協働）

各地から集まってくる一般ボランティアは、災害VCを通して振り分けられたニーズを元にマッチング（それぞれの業務とボランティアの経験等からの適応の判断）が行われ、各自の活動可能な場所で被災者支援活動を行うこととなります。しかし、災害VCに届けられるニーズは一般ボランティアだけで対応できるものではありません。専門的な知識・技術が要求される作業は、一般ボランティアが対応できるものばかりではないからです。このような場面では、独自の専門性（法律・建築・医療・介護など専門の資格、重機等の免許等）を有する専門ボランティアや災害対応経験が豊富な人材を抱えるNPO等の活躍が期待されます。

しかし、被災した自治体や災害VC（市区町村社協）にとって、外部からやって来る数多くの専門ボランティアやNPO等が適材適所で活躍してもらえるように調整することは非常に困難であり、面識のない専門ボランティアやNPO等を、本当に信用して任せてよいのかに不安を抱くことも無理からぬところです。このような場面で、地域の主体と外部から来た主体をつなぐのが全国社会福祉協議会や災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）、そしてJVOAD¹等の中間支援組織です。

※防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック²より

1 JVOAD：特定非営利活動法人（認定NPO法人）全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

2 防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～，2018，内閣府防災担当。
http://www.bousai.go.jp/kaigirep/kentokai/bousai_volunteer_kankyoseibi/pdf/h3004guidebook.pdf

「せたがや防災NPOアクション」

2014年5月に設立された、世田谷区内で様々な分野の活動をしている特定非営利活動団体の集まり。大規模災害に備えてネットワークを作り、いざというときに必要な情報を共有し、できるだけ有効で迅速な支援体制が組めるように、自治体と協力して平時からイベント、ワークショップ、分科会ごとの訓練などを行っている。

《せたがや防災NPOアクション設立趣旨》

首都直下地震の切迫性が叫ばれるなか、大規模災害時において行政が対応できることは限られており、とくに初動の段階においては、自助はもとより、町会・自治会、NPOや市民団体を中心とした共助の力が不可欠とされています。

そのためには、平時から区内の様々なNPO同士の連携が必要と考え、2014年に区内のNPO有志が中心となり「せたがや防災NPOアクション」を立ち上げました。当団体は、NPOのネットワーク組織づくりを、世田谷区危機管理室災害対策課と協働して行っています。

現在、それぞれのNPOの専門性やミッションに基づいた活動を、発災した際の支援の可能性の視点から捉え直し、5つのテーマ別分科会を設け、それぞれのテーマについて支援の際の課題や対策の検討を行っています。

今後ネットワーク参加の仲間が増えたときに同種テーマ、あるいは細分化によるグループを少しずつ増やしていきます。「こういうテーマでの連携を考えたい」といった、新しい分科会の提案も大歓迎です！このネットワークの仲間を増やしていくため、NPOならではの創意あふれる企画をご一緒に考えていただくと考えております。

(76団体加入 2019年12月現在)

《5つのテーマ別グループ会》

- ①住まいの防災（住環境を中心としたテーマ）
- ②被災生活（他のグループに該当しないすべて、今後細分化目指す）
- ③食の支援（食の支援を中心としたテーマ）
- ④子どもの支援（子ども、子育て世代の支援を中心としたテーマ）
- ⑤情報（取組みの広報や発災時情報集約システムづくりがテーマ）

「せたがや防災NPOアクション」には、ペット防災に関わるNPOも所属しており、2019年1月には「ペット防災基本の「き」と題する講演会・ワークショップを開催し、ペット同行避難が人の安全な避難に関わる問題や対策を共有する機会を設けるなどしている。

自治体と民間が協力して、共助の仕組み作りに取り組んでいる好事例である。

(2) 情報ハブとしての役割

災害の発生時に被災地の自治体や団体には、外部の支援者からの問い合わせや支援の申し出等への対応とともに、外部からの支援が適切に行われるように、被災地の状況を発信する「情報ハブ」としての役割が求められます。様々な支援の申し出に対応するため、自治体、社会福祉協議会（社協）、NPOなどは連携・協働し、外部支援者の窓口になることが必要です。また、そのためには、各機関の要員の構成や支援の方針等を共有した上で、連絡と調整を行うことが重要となります。

■ コーディネート体制の検討

災害の発生時には多くの支援団体や一般ボランティアが被災地に入ります。ペットに関する支援においても、現地での活動をより効果的なものにするためには、被災地において支援団体等の活動を調整し、コーディネートする機能が必要となります。

また、避難所等での飼養管理のサポートや飼養管理指導のほか、飼育・救護ボランティアや一時預かりボランティア、救援活動に関わる人と自治体等の調整など、多岐にわたる業務の中心的な役割を担うのが、「**ボランティアコーディネーター**」です。

自治体等は、このようなコーディネーターを利用した体制のあり方についても検討し準備しておくことが望ましいと考えられます。

動物救援活動におけるボランティアコーディネーターの役割

<必要なスキル>

動物救援活動におけるボランティアコーディネーターには、関係自治体や団体等との連絡調整能力、ニーズに応じた支援の提供や人員を配置するマネジメント力、平時とは異なる災害時特有の飼養管理に関する専門的な知識が必要となります。このような役割を担う能力を有するのは、専門知識のある自治体職員や動物愛護推進員、日本獣医師会、地方獣医師会の会員などがあげられます。ただし、被災自治体では対応が困難となることが予想されるため、広域支援により他の地域の人材が現地入りし、ボランティア活動のコーディネートを行うことも想定されます。

<活動内容>

被災ペットの救護や保護活動のほか、避難所等での飼養管理の指導やサポート、避難所での飼養が困難なペットの一時預かり、譲渡の対応、広報など多岐にわたり中心的な調整の役割を担います。

<これまでの災害での事例>

- ・動物救援活動における全般的なボランティアコーディネーターは、現地動物救護本部の県職員が担った。放浪動物の保護活動では、ボランティアが行う業務の案内、日程調整及び活動現場（保護収容施設）までの交通手段の案内、災害派遣に伴う高速道路の減免措置等の手続、ボランティア活動に伴い生じる苦情等の情報収集及び対応を行ったほか、譲渡支援では、移送ボランティアとの調整を行った。各事案に対する報告、連絡、相談が円滑に行われ、情報共有が図られていたため、現地動物救護本部として、現状の把握が容易であった。また、各種事案に関する対応の方向性の決定も円滑に行え、意思統一を図ることができた。（福島県）
- ・県動物救済本部構成員からの協力を得て、県動物愛護協会会員、県獣医師会会員に、避難所における支援のボランティアを依頼した。また、専門職のボランティアとして、県獣医師会等の獣医師や動物看護師に協力を依頼した。ボランティアの管理は、県動物愛護協会又は県獣医師会が総合調整を行い、現場では行政（動物保護管理指導班長）が調整し対応した。（新潟県）

参 考

（公社）日本獣医師会が策定した「災害時動物救護の地域活動ガイドライン³」には、「災害動物医療コーディネーター」について、以下の通り記載されている。

■ 災害動物医療コーディネーター

災害時に地方獣医師会や現地動物救護本部（以下、現地本部）と関係先間の連絡調整の要となるのが「災害動物医療コーディネーター（以下、コーディネーター）」である。

コーディネーターは、災害対応により急増する業務支援の目的で、被災地方獣医師会からの要請により日本獣医師会から被災地方獣医師会や現地本部に派遣され、災害対応に必要となる各種情報の取りまとめや環境省、農林水産省など関係省庁や日本獣医師会、連合会、関係団体や関連企業と連絡調整を行い、被災獣医師会の支援活動をバックアップする。

3 公益社団法人日本獣医師会，2018，災害時動物救護の地域活動ガイドライン
<http://nichiju.lin.gr.jp/aigo/pdf/guideline2.pdf>

(3) ペットボランティアの育成と登録

災害発生時に動物救援活動の中心となるのは、自治体や現地動物救護本部等ですが、円滑な救援活動のためには、ボランティアのマンパワーが必要となります。ただし、災害ボランティアの活動には、通常のボランティア活動とは異なる配慮が必要になり、やみくもにボランティアを受け入れることは、後にトラブルの原因にもなります。また、発災後の混乱した時期に、自治体職員がボランティアの募集、受け入れ、管理を行うことは困難です。

このような状況に対処するために、安心して活動を任せられる人材を確保しておき、活動の基準となる考え方や活動に関わる法律などを共有しておく必要があります。

そのために自治体では、平常時にペットボランティアの講習会を開催し、必要な人材の育成に努めておくことが望まれます。

また、講習会受講生をボランティアとして登録しておくことで、緊急災害時には、登録者名簿により協力要請を行うことができ、スムーズな人材確保が可能となります。

したがって、定期的なボランティア講習会の開催やボランティア登録制度の設置は、災害に向けた自治体の大切な備えの一つになります。

災害時のペットボランティアは、大きく分けると以下の4パターンに区分できます。

- ①自治体等が主催するボランティア登録制度により平時に講習を受け、あらかじめ登録されたボランティア（個人）
- ②自治体等と災害時の支援協定を結んだ組織のボランティア（団体）
- ③災害発生時に協力を申し出る地元住民によるボランティア（個人）
- ④被災地外から支援のために駆けつけるボランティア（団体・個人）

①自治体等が主催するボランティア登録制度により平時に講習を受け、あらかじめ登録されたボランティア（個人）

動物愛護推進員や平時から協働している動物愛護ボランティア、あるいは一般公募により集めた人材に対して、自治体の動物関連部局及び危機管理や防災部局からの方針説明も含めた講習会を開催します。

②自治体等と災害時の支援協定を結んだ組織のボランティア（団体）

平時に相互協定を結んでおくことで、自治体にはマンパワーや動物の一時保管場所が確保できる等のメリットが得られ、民間組織側は支援物資や情報の提供を受けられるメリットが得られます。

活動状況は定期的に共有します。

③災害発生時に協力を申し出る地元住民によるボランティア（個人）

現地動物救援本部が立ち上がった後に、救援活動のニーズに合わせてボランティア募集を行い、現地動物救援本部と協働して活動するパターンと、被害の規模により現地動物救援本部が立ち上がらなかった場合に、社会福祉協議会などが設置するボランティアセンターや、地元で活動する動物愛護団体等が募集するボランティア活動に登録して従事するパターンの2つがあります。

いずれも、事前研修なしに活動に参加するため、①の事前研修を受けた登録ボランティアがある程度の管理・指導を行うことが想定されます。①の講習会においてはその役割も伝える必要があります。

④被災地外から支援のために駆けつけるボランティア（団体・個人）

各団体の活動方針に基づいて動くものの、どの地域で活動を行っているか、あるいは動物を保護した後の状況を把握するために、団体名、連絡先、活動予定期間、活動内容を登録し、被災動物を外部へ持ち出す場合には、必ず詳細を届け出るように約束しておくことが望まれます。



※この次の章からは、被災地で活動する災害ボランティアに必要な知識や情報が述べられていますので、ボランティア養成講習会テキストとしてご活用ください。